

宮城県新型インフルエンザ等対策 行動計画の概要

宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画

県行動計画に基づき、国、市町村、事業者等が連携・協力し、
発生段階に応じた総合的な対策を推進

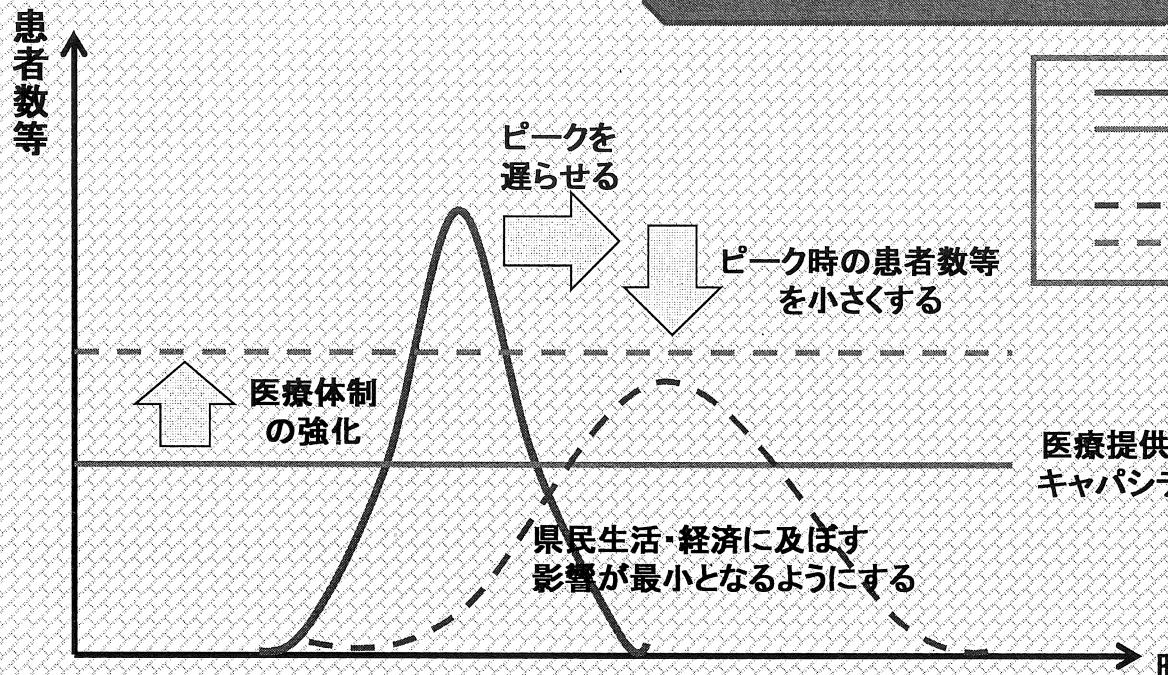
対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- 県民生活・経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
※社会状況に応じて臨機応変に対応する。
- ※医療機関等現場が動きやすくなるよう配慮。

対策実施上の留意点

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

対策の効果 概念図



参考：流行規模・被害想定

- 発病率 全県人口の約25%
- 医療機関受診患者数23.8万人～45.8万人
- 死者数0.3万人～1.2万人
- 従業員の欠勤最大40%程度
(ピーク時の約2週間)

※上記の推計には、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響(効果)、現在の国及び県の医療体制等を一切考慮していない。

県行動計画のポイント

- 特措法に基づく初の行動計画
- 特措法で新たに盛り込まれた各種の措置の運用等を記載

1. 新型インフルエンザ等に対する体制

2. まん延防止

3. 予防接種

4. 新感染症

5. 留意事項

● 特措法制定等に伴う県行動計画の要点

- 指定地方公共機関の役割等を明記
- 国における新型インフルエンザ等緊急事態宣言の運用を明記

- 法定化された不要不急の外出の自粛の要請等について明記
- 法定化された施設の使用制限の要請等について明記

- 政府行動指針において、法定化された特定接種の対象となり得る業種等が明記
- 住民接種の接種順位の基本的考え方を明記

- 行動計画の対象を新感染症に拡大

- 基本的人権の尊重について明記
- 記録の保存について明記

新型インフルエンザ等発生時における被害想定

		国全体	宮城県
医療機関を受診する患者数		約 1,300～2,500 万人	約 23.8～45.8 万人
入院患者上限	重 度	約 200 万人	約 3.7 万人
	中等度	約 53 万人	約 1.0 万人
1日当たり最大入院患者数 (流行発生から 5週目)	重 度	39.9 万人	0.73 万人
	中等度	10.1 万人	0.19 万人
死亡者上限	重 度	約 64 万人	約 1.2 万人
	中等度	約 17 万人	約 0.3 万人

※1 全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患し、流行が約 8 週間続くと仮定

※2 入院患者数は、医療機関を受診する患者数の上限値である約 2,500 万人を基に推計

※3 重 度：スペインインフルエンザのデータを参考に、致命率を 2.0%として推計

中等度：アジアインフルエンザ等のデータを参考に、致命率 0.53%として推計

※4 新型インフルエンザワクチンや、抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）

現在の国及び県の医療体制及び衛生状況等は、一切考慮していない。

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、国が一つの例として想定した被害を、人口按分により県の被害として想定したものであるため、新型インフルエンザが発生したからといって、必ず上記の被害者数が発生するというものではないことに留意が必要である。

なお、被害想定について、国では、現時点において多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないとしており、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととしていることから、県としても国の動向に合わせ見直しを行うこととする。

<発生段階>

県発生段階	状態	国全体発生段階
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	《未発生期》 新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	《海外発生期》 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	《国内発生早期》 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none">・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）
県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	《国内感染期》 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 <ul style="list-style-type: none">・ 地域未発生期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）・ 地域発生早期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態）・ 地域感染期（各都道府県で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態） <p>※感染拡大～まん延～患者の減少</p>
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	《小康期》 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

発生段階ごとの対策の概要

未発生期

海外発生期

県内未発生期

県内発生早期

県内感染期

小康期

目的	・発生に備えた体制整備 ・国内侵入遅延及び県内発生遅延と早期発見 ・県内発生に備えた体制整備	・県内発生遅延と早期発見の継続 ・適切な医療提供の準備 ・県内発生に備えた体制整備の継続	・県内感染拡大の抑制 ・適切な医療提供 ・感染拡大に備えた体制整備	・医療体制の維持 ・健康被害を最小限に抑制 ・県民生活及び県民経済への影響を最小限に抑制	・県民生活及び県民経済の回復 ・流行の第二波への備え	
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ○県行動計画の策定 ○行動計画又は業務計画の策定（市町村、指定地方公共機関） ○初動対応体制の確立 ○関係機関との情報交換、連携体制確認及び訓練実施 ○市町村行動計画等作成及び医療従事者等養成支援への協力 ○自衛隊等との連携推進のための必要な要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○海外における発生疑いに関する情報収集・共有 ○政府対策本部設置に伴う県対策本部の設置【継続】 ○病原性に応じた感染症法等に基づく対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○他の都道府県への応援等派遣体制の構築 ★緊急事態宣言（国） ★緊急事態宣言に伴う市町村対策本部の設置（市町村）【継続】 	<ul style="list-style-type: none"> ○政府現地対策本部の必要に応じた設置（国） 	<ul style="list-style-type: none"> ★他の都道府県による応援等の活用 ★県による代行及び他の市町村による応援等の活用（市町村） 	<ul style="list-style-type: none"> ○各段階における対策の評価及び県行動計画の必要に応じた見直し ○政府対策本部廃止に伴う県対策本部の廃止 ○緊急事態解除宣言（国） ○緊急事態解除宣言に伴う特措法に基づき設置した市町村対策本部の廃止及び必要に応じた任意での設置継続（市町村）
サベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> ○季節性インフルエンザ患者の発生動向及びウイルス株性状の調査【継続】 ○入院患者及び死亡者の発生動向調査【継続】 ○学校等におけるインフルエンザによる学級閉鎖等の調査 ○インフルエンザウイルスに対する抗体保有状況の必要に応じた調査 ○鳥類等が保有するインフルエンザウイルスの情報収集・共有【継続】 ○積極的疫学調査実施に向けた職員の能力向上 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校等におけるインフルエンザ集団発生把握の強化【継続】 ○各年齢層における新型インフルエンザ等ウイルスに対する抗体保有状況調査への協力 ○新型インフルエンザ等患者の全数把握【継続】 	<ul style="list-style-type: none"> ○新型インフルエンザ等患者の臨床情報収集への協力【継続】 ○発生状況に応じたリアルタイムでの的確な情報把握【継続】 ○初期の段階における積極的疫学調査チームの派遣及び感染経路等の情報収集・分析【継続】 		<ul style="list-style-type: none"> ○学校等におけるインフルエンザ集団発生把握強化の中止 ○新型インフルエンザ等患者の全数把握中止 	<ul style="list-style-type: none"> ○再流行の早期探知のための学校等における新型インフルエンザ等集団発生把握の強化
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> ○季節性インフルエンザに対する個人レベルでの感染対策普及 ○発生状況に応じた情報提供の内容及び媒体の検討 ○広報担当部局を中心としたチーム設置等の体制構築 ○関係機関間の緊急情報提供体制構築 ○コールセンター等の設置準備及び要請への協力 ○受取手が必要としている情報の把握及びさらなる情報提供にいかす体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ○マスマディアを活用したリアルタイムかつ分かりやすい情報提供による注意喚起 ○個人レベル及び学校・職場等における感染対策についての適切な情報提供【継続】 ○広報担当部局を中心とした広報担当チームの設置【継続】 ○医療関係者との直接的な情報共有への協力 ○コールセンター等の設置及び要請への協力 ○県民及び関係機関が必要とする情報の把握及び次の情報提供への反映【継続】 	<ul style="list-style-type: none"> ○利用可能なあらゆる媒体を活用したりアルタイムかつ分かりやすい情報提供【継続】 ○関係機関とのリアルタイムかつ双方の情報共有強化【継続】 ○コールセンター等の充実・強化及び要請への協力【継続】 	<ul style="list-style-type: none"> ○流行状況に応じた医療体制の周知【継続】 ○社会活動状況についての適切な情報提供【継続】 		<ul style="list-style-type: none"> ○利用可能なあらゆる媒体を活用した第一波の終息と第二波への備えに関する情報提供 ○関係機関とのリアルタイムかつ双方の情報共有維持及び第二波に備えた体制再整備に関する方針の伝達 ○コールセンター等の縮小及び要請への協力 ○情報提供のあり方評価及び見直し

(注) 段階はあくまで目安とし、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。 【継続】：各発生段階以降も、必要に応じて引き続き実施する措置 ★：新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ、必要に応じて実施する措置

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ○個人における基本的な感染対策の普及【継続】 ○職場等に対する感染対策周知の準備 ○入国者に対する疫学調査等に係る国等との連携強化 ○ワクチンの円滑な流通体制構築【継続】 ○特定接種の事業者登録への協力 ○特定接種の実施体制構築 ○住民接種の実施体制構築、技術的支援の要請及び具体的な準備（市町村） ○ワクチンに関する基本的な情報提供への協力 ○緊急事態における感染対策への理解促進【継続】 ○緊急事態における施設使用制限要請等周知の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症法に基づく患者及び濃厚接触者への対応の準備【継続】 ○職場等に対する感染対策の周知 ○健康監視等への協力及び検疫所との緊密な連携 ○特定接種の実施【継続】 ○副反応情報収集への協力 ○住民接種実施の具体的な体制構築準備（市町村） ○ワクチンに関する具体的かつ積極的な情報提供への協力 ○緊急事態における施設使用制限要請等の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人における基本的な感染対策の勧奨【継続】 ○職場における感染対策徹底の要請【継続】 ○学校保健安全法に基づく臨時休業の適切な実施周知 ○公共交通機関等に対する適切な感染対策の要請【継続】 ○多数の者が居住する施設等における感染対策強化の要請【継続】 ○パンデミックワクチン供給可能時における住民接種の実施（市町村）【継続】 ★外出自粛要請及び基本的な感染対策実施の要請【継続】 ★学校等の臨時休業等要請及び指示【継続】 ★施設に対する感染対策徹底、使用制限の要請及び指示【継続】 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症法に基づく患者及び濃厚接触者への対応 ○学校保健安全法に基づく臨時休業の適切な実施要請 	<ul style="list-style-type: none"> ○個人における基本的な感染対策の強い勧奨 ○濃厚接触者を特定しての措置中止 	<ul style="list-style-type: none"> ○流行の第二波に備えた予防接種法に基づく予防接種の実施（市町村） ★流行の第二波に備えた特措法に基づく予防接種の実施（市町村）
医療	<ul style="list-style-type: none"> ○保健所を中心とした対策会議の設置及び体制整備推進についての支援要請 ○帰国者・接触者相談センター設置の準備 ○帰国者・接触者外来設置の準備 ○一般の医療機関に対する感染対策等推進の要請 ○感染症指定医療機関等での入院患者受入準備【継続】 ○臨時の医療機関における医療提供の検討 ○がん・透析・産科医療継続のための初診患者診療を原則行わない医療機関の設定検討 ○抗インフルエンザウイルス薬の安定的な備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ○症例定義及びその修正の関係機関に対する周知への協力 ○帰国者・接触者相談センターの設置【継続】 ○帰国者・接触者外来の設置【継続】 ○一般医療機関における診療体制の整備【継続】 ○診断及び治療に資する情報等の医療機関等に対する迅速な提供への協力【継続】 ○抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量把握【継続】 ○医療従事者及び搬送従事者等に対する抗インフルエンザウイルス薬の必要に応じた予防投与実施の要請【継続】 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染症法に基づく患者の入院措置【継続】 ○濃厚接触者等が発症した場合における対応の指導及び感染症指定医療機関等への移送【継続】 ○全ての患者におけるPCR検査等による確定検査の実施【継続】 ○医療機関及び薬局等周辺における必要に応じた警戒活動【継続】 ★医療又は医薬品流通を確保するための必要な措置（指定地方公共機関）【継続】 	<ul style="list-style-type: none"> ○患者が増加してきた段階における一般医療機関でも診療する体制への移行 	<ul style="list-style-type: none"> ○帰国者・接触者相談センターの中止 ○帰国者・接触者外来の中止 ○感染症法に基づく患者の入院措置中止 ○「重症患者は入院治療、それ以外の患者は在宅療養」の要請周知 ○抗インフルエンザウイルス薬等処方箋のファクシミリ等による送付 ○抗インフルエンザウイルス薬の必要に応じた国備蓄分配分の要請 ○濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬予防投与の原則見合わせ要請 ○在宅療養患者への支援（市町村） ★定員超過入院の実施及び臨時の医療施設設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○通常（新型インフルエンザ等発生前）の医療体制への移行 ○流行の第二波に備えた必要に応じた抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 ○医療機関に対する適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針の周知への協力 ★県内感染期に講じた措置の適宜縮小・中止
県民生活及び県民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○業務計画策定の要請及び支援 ○医薬品等緊急物資の製造及び運送等を行う指定（地方）公共機関に対する業務継続体制整備の要請への協力 ○要援護者の把握及び生活支援等に関する具体的手続きの決定（市町村） ○対策実施に必要な物資及び資材の備蓄等 ○火葬能力及び一時遺体安置施設等の把握及び検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対する従業員の健康管理徹底及び感染対策実施準備の要請への協力 ○登録事業者に対する事業継続に向けた必要な準備等の実施要請への協力 ○指定（地方）公共機関等の事業継続のための法令弾力運用周知への協力 ○火葬能力限界超過時に備えた一時遺体安置施設等確保の準備（市町村） 	<ul style="list-style-type: none"> ○事業者に対する従業員の健康管理徹底及び感染対策実施の要請への協力【継続】 ○生活必需品等購入に当たっての適切な行動の呼びかけ及び事業者に対する食料品等の売借しみ防止等要請への協力【継続】 ★医療及び国民生活安定寄与業務等継続のための法令弾力運用周知への協力【継続】 ★ガス・水道・運送等の安定的かつ適切な供給に必要な措置（指定地方公共機関）【継続】 ★食料品等緊急物資等輸送の要請及び指示【継続】 		<ul style="list-style-type: none"> ○要援護者への生活支援（市町村） ★事業継続状況及び従業員のり患状況等確認への協力 ★対策に必要な物資の必要に応じた売渡し要請及び収用 ★特定物資確保のための必要に応じた保管命令 ★可能な限りの火葬炉稼働（市町村） ★火葬能力限界超過における一時遺体安置施設等の確保（市町村） ★埋葬及び火葬許可手続き特例の制定（国） ★遺体搬送手配等の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ★指定地方公共機関等に対する被害状況等確認要請及び流行の第二波に備えた業務継続支援への協力 ★事業者に対する縮小・中止していた業務再開可能の周知への協力 ★緊急事態措置の縮小・中止

(注) 段階はあくまで目安とし、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。 【継続】：各発生段階以降も、必要に応じて引き続き実施する措置 ★：新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ、必要に応じて実施する措置